

総務省所管独立行政法人の見直し当初案

- 見直し当初案整理表

郵便貯金・簡易生命保険管理機構 P. 1

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構			府省名	総務省	
沿革		平 13. 1 総務省郵政事業庁→平 15. 4 日本郵政公社→平 19. 10 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構					
中期目標期間		平成 19 年 10 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（4 年 6 か月間）					
役員数及び職員数 (平成 23 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4 人（2 人）	3 人（1 人）	1 人（1 人）	40 人		0 人
年 度		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位: 百万円)	一般会計	—	—	—	—	—	—
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
	うち運営費交付金	—	—	—	—	—	—
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
	うち政府出資金	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位: 百万円)		14,656,671	25,935,392	23,929,511	21,770,945	18,594,295	—
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位: 百万円)		10,236	36,035	33,688	60,716		
		発生要因					
		平成 22 年度決算額において、利益剰余金は約 607 億円であり、これらの主要な発生要因は、郵便貯金勘定については郵便貯金の権利消滅金であり、簡易生命保険勘定については保険金等の時効完成益である。					
		見直し内容					
		—					
運営費交付金債務残高 (単位: 百万円)		—	—	—	—		
行政サービス実施コストの推移 (単位: 百万円)		△10,185	△25,697	2,451	△26,933	(見込み) △1,530	(見込み) —
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		<ul style="list-style-type: none"> 行政サービス実施コストがマイナスとなる主な理由は、満期郵便貯金、保険金等の受取未済が一定期間継続した場合に、会計上、当期純利益が発生することによる。 行政サービスの実施に当たっては、中期目標に基づき業務経費の削減に努めるなど、効率的な業務運営に努めている。 改善見込み額は、満期郵便貯金、保険金等の受取の動向に左右されるため不明である。 					

<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 22 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 業務経費について、中期目標では平成 19 年度 (年間当たり経費に換算) の経費相当額と比較して 96%以下を目標としていたところ、平成 22 年度決算では、平成 19 年度との比較で約 64%となった。また、人件費の削減について、中期計画では平成 19 年度 (年間当たり経費に換算) の経費相当額と比較して 4%以上の削減としていたところ、平成 22 年度決算では、平成 19 年度との比較で 5.6%の削減となった。・ 中期目標では、委託先の監督に当たり、預金者、契約者等の利便を図るために特に迅速な処理が必要な手続について標準処理期間を設定し、その期間内に案件の 9 割以上を処理することを目標としていたところ、中期目標期間においては、平成 22 年度までのいずれの年度も達成した。
---	--

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構		府省名	総務省		
事務及び事業名	郵便貯金管理業務					
事務及び事業の概要	<p>旧日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継された、平成19年9月末までに預入された定額貯金、定期貯金等の管理業務及びこれに附帯する業務。</p> <p>(1) 資産の確実かつ安定的な運用 機構が公社から承継した郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産について、郵便貯金資産の運用計画に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努める。</p> <p>(2) 提供するサービスの質の確保 ア 委託先の監督 郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行（以下「委託先」という。）に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、郵政民営化以前に公社が行っていた郵便貯金業務（以下「公社業務」という。）と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務と同等以上の質を確保することを求める。 また、委託した郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定め、次のとおり確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずる。 (ア) 事業年度ごとに重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定し、確認を行う。 (イ) 事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先の本支店又は出張所における委託業務の実施状況を監査する。</p> <p>イ 再委託先の監督 郵便貯金管理業務の再委託先である郵便局株式会社（以下「再委託先」という。）に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務の維持・管理業務と同等以上の質を確保するよう、委託先を通じて求める。 また、再委託した郵便貯金管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じた上記ア(ア)及び(イ)に準じる確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求める。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	1,512,845	1,085,099	922,521	742,069	-
	国からの財政支出額	-	-	-	-	-
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在。ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	13人	12人	13人	13人	-
	非常勤	0人	0人	0人	0人	-

「基本方針」での指摘	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずる。</p> <p>② 管理部門の簡素化等により、業務運営コストを縮減する。</p> <p>③ その他、給与水準の適正化、契約の点検・見直し等を実施する。</p>
備考〔補足説明〕	<p>① 現金過不足事故等の件数は委託先及び再委託先ともに減少傾向ではあるが、更なる業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先等に対する確認等、改善要請等の措置は必要である。</p> <p>②及び③ 管理部門の簡素化等に加え、給与水準の適正化、契約の点検・見直し等については更なる効率化の余地が残されており、これらに取り組むことで業務経費、人件費の削減を行うことが必要である。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <p>① 当該事業を廃止した場合には、郵政民営化以前に預入された郵便貯金を適切に管理することができなくなり、預入を行った多くの国民に損害が生じることが想定される。</p> <p>② 当該法人が管理する郵政民営化以前に預入された郵便貯金は、政府保証の付いた国の債務であるため、民間の債務と明確に分離して、公的な主体が適切に管理し、確実に履行する必要がある。</p> <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>旧日本郵政公社から承継した郵便貯金の管理、債務の履行に係る業務は、当該法人固有の業務であり、他の独立行政法人等において類似の業務は行われておらず、移管等は困難である。</p> <p>【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】</p> <p>金融法制上の問題（銀行法にみられる他業禁止規定等）、金融分野における一般的な考え方（区分経理に関する疑念の払拭、個人情報に係るリスクの排除等）及び従前からの郵便貯金事業及び簡易生命保険事業における取組（郵便貯金及び簡易生命保険は業務の性質が大きく異なり、民営化前より組織を別にし、専門的に実施することで効率的に運営してきたこと）を踏まえれば、郵便貯金管理業務を他の事務及び事業と統合することは不適切である。</p>
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	業務経費等の削減は、行政サービス実施コストの改善によい影響を与えるものの、当期純利益の額が満期郵便貯金の受取動向に大きく左右されるため、行政サービス実施コストに与える具体的な影響額は不明。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構		府省名	総務省		
事務及び事業名	簡易生命保険管理業務					
事務及び事業の概要	<p>旧日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継された、平成 19 年 9 月末までに契約された簡易生命保険の管理業務及びこれに附随する業務。</p> <p>(1) 資産の確実かつ安定的な運用</p> <p>ア 機構が公社から承継した簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、簡易生命保険資産について、簡易生命保険資産の運用計画に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努める。</p> <p>イ 再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、株式会社かんぽ生命保険における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記(2)ア(ア)及び(イ)による確認等を行う。</p> <p>(2) 提供するサービスの質の確保</p> <p>ア 委託先の監督</p> <p>簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下「委託先」という。）に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、郵政民営化以前に公社が行っていた簡易生命保険業務（以下「公社業務」という。）と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質を確保することを求める。</p> <p>また、委託した簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定め、次のとおり確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずる。</p> <p>(ア) 事業年度ごとに重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定し、確認を行う。</p> <p>(イ) 事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先の本支店又は出張所における委託業務の実施状況を監査する。</p> <p>イ 再委託先の監督</p> <p>簡易生命保険管理業務の再委託先である郵便局株式会社（以下「再委託先」という。）に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保するよう、委託先を通じて求める。</p> <p>また、再委託した簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じた上記ア(ア)及び(イ)に準じる確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求める。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度（要求）
	支出予算額	24,422,547	22,844,412	20,848,424	17,852,226	—
	国からの財政支出額	—	—	—	—	—
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	14 人	14 人	14 人	14 人	-
	非常勤	0 人	0 人	0 人	0 人	-

「基本方針」での指摘	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずる。</p> <p>② 管理部門の簡素化等により、業務運営コストを縮減する。</p> <p>③ その他、給与水準の適正化、契約の点検・見直し等を実施する。</p>
備考〔補足説明〕	<p>① 現金過不足事故等の件数は委託先及び再委託先ともに減少傾向ではあるが、更なる業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先等に対する確認等、改善要請等の措置は必要である。</p> <p>②及び③ 管理部門の簡素化等に加え、給与水準の適正化、契約の点検・見直し等については更なる効率化の余地が残されており、これらに取り組むことで業務経費、人件費の削減を行うことが必要である。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <p>① 当該事業を廃止した場合には、郵政民営化以前に契約が締結された簡易生命保険を適切に管理することができなくなり、契約を締結した多くの国民に損害が生じることが想定される。</p> <p>② 当該法人が管理する郵政民営化以前に契約が締結された簡易生命保険は、政府保証の付いた国の債務であるため、民間の債務と明確に分離して、公的な主体が適切に管理し、確実に履行する必要がある。</p> <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>旧日本郵政公社から承継した簡易生命保険の管理、債務の履行に係る業務は、当該法人固有の業務であり、他の独立行政法人等において類似の業務は行われておらず、移管等は困難である。</p> <p>【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】</p> <p>金融法制上の問題（保険業法にみられる他業禁止規定等）、金融分野における一般的な考え方（区分経理に関する疑念の払拭、個人情報に係るリスクの排除等）及び従前からの郵便貯金事業及び簡易生命保険事業における取組（郵便貯金及び簡易生命保険は業務の性質が大きく異なり、民営化前より組織を別にし、専門的に実施することで効率的に運営してきたこと）を踏まえれば、簡易生命保険管理業務を他の事務及び事業と統合することは不適切である。</p>
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<p>業務経費等の削減は、行政サービス実施コストの改善によい影響を与えるものの、当期純利益の額が保険金等の受取動向に大きく左右されるため、行政サービス実施コストに与える具体的な影響額は不明。</p>

Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案整理表

法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
-----	-----------------

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
1. 不要資産の国庫返納	○現中期目標期間の最後の事業年度である平成23年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付する。	-	<p>○国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>
2. 事務所等の見直し	-	○事務所の賃料については、貸室賃貸借料契約を改定し、平成23年6月1日から約28%削減。	<p>○国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき機構が策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図る。具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積もりを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていく。</p>	<p>○随意契約については、縮小に努めてきており、平成22年度においては、財務諸表の官報公告1件のみ。 ○一者応札・一者応募の改善方策として、公告期間の延長、仕様書の見直し等を実施。</p>	<p>○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	<p>—</p>	<p>○契約状況の点検・見直し結果や随意契約等見直し計画のフォローアップのほか、一般競争入札及び随意契約の状況や、契約監視委員会の議事要旨・配布資料等をホームページで公表。</p>	<p>○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	<p>—</p>	<p>関連法人は特になし</p>	<p>○各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	<p>—</p>	<p>○機構の所有する実物資産は、事務所内の間仕切りやサーバー・パソコン等のみであり、これらは、いずれも機構の業務を遂行するために不可欠なもので、必要最小限の数量のみ調達している。</p>	<p>○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 ○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	<p>○給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表することとする。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体的な削減目標を設定し、必要な取組を実施していく。</p>	<p>○超過勤務手当等の削減など、人件費削減の取組を進めており、平成22年度における機構のラスパイレス指数(年齢・地域・学歴動向)は95.3となっている。</p>	<p>○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	<p>①管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、次期中期目標における一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、現行中期目標期間における効率化実績と同程度以上の努力を行うとの観点から、具体的な目標を設定する。特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行う。</p> <p>②法令等を遵守しつつ業務を行い、機構に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図っていく。</p>	<p>○支出の厳格な見直し、契約状況の点検・見直し等により、一般管理費及び業務経費の合計(退職手当等一部経費を除く。)の平成22年度決算額が、平成19年度の中期計画基準額(601,000千円)と比較して36.4%減少(382,208千円)。</p>	<p>業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する。(22年度から実施)</p> <p>○業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> <p>○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p> <p>○事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p> <p>○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	<p>—</p>	<p>業務範囲は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(以下「機構法」という。)第13条等の規定により限定されており、次の事業は行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の者が検査料等を負担することとなる事業 ・ 協賛、寄附等が見込まれる事業 ・ 出版物の販売事業や、特許権等の知的財産を取得できる事業 	<p>○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p> <p>○協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p> <p>○出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
6. 事業の審査、評価	-	業務範囲は、機構法第13条等の規定により限定されており、複数の候補案件からの選択を要する事業は行っていない。	<p>○複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p> <p>○中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>
7. その他	<p>①委託した郵便貯金管理委託業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、機構は委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずる。</p> <p>特に、委託先及び再委託先における保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて特に改善が求められる点については、委託先・再委託先に対して、態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに、不適切事例の発生原因等を分析し、その結果を基に必要に応じて一層の再発防止策の実施を指導する等、改善に向けた取組を強化する。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証する。</p> <p>さらに、睡眠貯金残高及び権利消滅金額が依然として高い水準にあることを踏まえ、郵便貯金・簡易生命保険の早期受取促進のため、積極的な広報活動等の取組を行っていくとともに、それらの効果について検証・分析等を行い、必要に応じて取組の見直しを行うものとする。</p> <p>②次期中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を完了し、業務体制の見直しを図っていく。</p>	-	<p>(注)「(参考)基本方針の関連部分」に記載のものうち、「基本方針」中の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に掲げられている事項については、先頭に「○」を付けている。</p>